

古代支那賦稅制度 (下)

宮崎市定

内容 緒論——一、賦と税との區別——二、馮貢田賦の解釋——三、賦の發達(以上前號)——

四、租・税の沿革特に助法に就て——結論(以上本號)

四、租税の沿革特に助法に就て

租・税の二文字は古くより全く同意義の語に用ひられてゐるが、元來は違つた意味を持つてゐた。税の旁發は八と兄との合文にして、兄の意義は詳でないが八は分つの意味である。恐らく發も特殊な場合の分割を意味したに違ひない。そこで脱・税ともに解と訓じ、蟬の蛻といふ字も生じ、分別解説する説字ともなり、一方には奪ふといふ意味の斂ともなつてゐる。果して然らば税は農産物の幾%かを分つて政府へ上納せしむるの意で、後世になつても、賦が人頭税なるに對して、税は農産物には限らぬが、漁業ならば魚、鑛業ならば銅鐵といふ風に其收穫物に對しての幾分を上納せしむる意味に用ゐられてゐる。⁽¹⁾

次に租であるが、旁の且は此迄の小學家の説によれば、組の象形文字であるといふ。然るに近頃郭

沫若氏の「甲骨文字研究」によれば且は男性生殖器の象徴にして、それから祖といふ文字も生じたのであると。この説の方がよいやうである。何れにもせよ、且は祭、若くは祭られる神であるとするならば、租はこの祭に捧ぐる穀物である。收穫の幾分を割いて神に捧ぐるのであれば、この意味に於て税と共通な點もあるので、さればこそ古くから同意語に使用される。

管子。五行第四十一。天子出令。命祝宗。選禽獸之禁。五穀之先熟者。而薦之祖。廟與五祀。鬼神饗其氣焉。君子食其味焉。

墨子。貴義第四十七。今農夫。入其稅於大人。大人爲酒澧粢盛。以祭上帝鬼神。豈曰賤人之所爲而不享哉。

之を見れば租税なるものは、貴族が平民の收穫物を以て祖廟等を祭り、且つ之を自己の食料に宛てゝゐたものであることが知られる。

扱此處で問題になるのは例の井田制度の有無の問題である。之に就ては既に服部博士・加藤博士・小川博士の研究あり、近くは支那でも「井田制度有無之研究」なる冊子も出てゐる。殊に加藤博士の「支那古田制ノ研究」は廣く先人の學説を集めて、甚だ有益であるが、多少意見の違つた所もあるので敢て卑見を述べて大方の叱正を待つつもりである。「禮を後にする」といふ最初からの約束に従つて、周禮や禮記王制を暫く措くとすれば、井田法の根據とする所は孟子の記事である。孟子滕文公章句上に

滕文公が國を爲むる方法を尋ねたのに對し、孟子が古來の田制を述べて

夏后氏五十而貢。殷人七十而助。周人百畝而徹。其實皆什一也。徹者徹也。助者藉也。

と云つて、次に龍子なる者の説を引き、貢は數年の收穫を平均して一年の稅額を定め、豐作でも凶作でも同じ額を徵收するから最も悪い制度であると云ひ、徹法に就ては何も述べてゐないが、之は加藤博士により、毎年の收穫の出來榮えを見た上で、その十分の一宛を徵收する方法であると解しよう。孟子は最後に助法が最もよい制度であるとして

請野九一而助。國中什一〔而徹〕。使自賦。(中略)方里而井、井九百畝。其中爲公田。八家皆私百畝。同養公田。公事畢。然後敢私事。

と勸めてゐる。而徹の二字は余が補つたのであるが之は當然斯く解す可きものと思ふ。何となれば孟子によれば、貢・助・徹、何れも大體に於て稅額什一であるが更に詳しく云ふ時は貢・徹は正しく什一なるに對し助法は實は九一である。野九一而助、に對して國中什一と云へば徹法なることは明白である。孟子と雖も人口密なる民家櫛比せる國中に迄助法を行へといふ程、迂闊ではなく、其儘徹法を行ふことを承認せざるを得なかつたのであらう。使自賦、は軍賦の賦であつて、自身兵役に服する丘賦の制度を云へるもので、田制とは直接關係なく、野にも國中にも兩方に懸けて解す可きである。

扱孟子の此章を解する爲に重要なことは、孟子が殷代より周初にかけて行はれたりとする助法と、

孟子がこれから滕に行はれんことを希望する井田法とは其間に判然區別があることである。而も孟子自ら兩者を混同してゐるので、遂に古代の田制が何が何やら分らなくなつて了つた。余は此に助法なるものを孟子の混雜した智識の中から抽出して復原して見ようと思ふ。

孟子によれば、

惟助爲有公田。

とあつて、人民の私田の外に、君主の公田があつて其處に勞力を奉仕して税に代へるのが助法である次に助の意味は、

助者藉也。

と説明してゐる。この藉を借の意味に解するのが普通であるが、之は間違ひであらう。⁽³⁾郭沫若氏によれば藉の文字に耕の意味があるといふ。草冠をつけても同様であらう。孟子。滕文公下にも

禮曰。諸侯耕。助以供粢盛。夫人蠶繅以爲衣服。

とあつて、耕助・蠶繅ともに連文であり、耕と助とは同様な意味であつた筈である。又説文耒字の注に孟子を引けるらしく、商人七十而耒。とある。されば、助者藉也。とは助者耕也。といふ意味に讀む可きで、助に金篇をつけて鋤といふ文字も生ずる所以である。

此に助といふ文字の成立を考へんに、且は即ち祖の且であつて、祖廟か何かの祭であり、力は勞力

を意味する。祭に捧ぐる穀物を得んが爲に力を出して田を耕すのが助の原義である。斯して捧げられた穀物が取りも直さず租であらう。

孟子によれば之は殷の制であり、周の初まで行はれた。それは詩に

雨我公田。遂及我私。

とあるからである。此に考ふ可きはこの公田は果して八家の私田八百畝に圍まれた、面積百畝の公田であつたであらうか。そんな所へ眞先に雨が降つて然る後に周圍の八百畝に及ぶといふ様な雨の降り様は、いくら詩人でも期待出来まい。この詩に云ふ公田は私田と離れた個處に、別に一區域をなしてゐたと見ねばならぬ。

斯ういふ種類の助法ならば、幾多の原始民族にも共通な點があり、支那の古代に於ても存在し得る。此迄は孟子の智識に信頼して、此程度の助法なる税制が確かに實行されてゐたと見ておかう。

問題は孟子が之から行はんとした井田法である。井田法で計算すると税額は九一となつて什一とならぬ。貢・助・徹の何れも、其實皆什一也。と云つたのと矛盾するやうにも感ぜられる。結局井田法は助法の一つであつて、孟子が行はんとした丈で、實際には行はれなかつた單なる學說に過ぎない。

而も孟子は古代の助法と自己の井田法とを混同してゐる。詩を引いてやつと周初の助法の存在を證明し乍ら、別の所ではすぐ

梁惠王章句下。昔者文王之治岐也。耕者九一。

と云つて、自己の井田法が行はれたことにしてゐる。此處に孟子の智識の混雜があり、矛盾がある。さればと云つて、延いて古代の助法の存在までを疑ふにも及ぶまいと思ふ。

以上、支那古代に助法なる稅制の存したこと、及びその性質の二三點を説明し得たと思ふが、これ丈では猶古代田制の全貌は分らない。矢張想像を雜へて新しく組立てるより外はない。扱助法の特長を要約すれば大體次の如くである。⁽⁴⁾

(1) 人民は自己の耕す丈の土地私田を貸與されて、其地の收穫を自己の所得とする代り、領主の土地公田に於て無償の勞働に服する義務がある。

(2) 領主は國王或は貴族であつて、土地と共に人民を所有し之を使役することが出来る。⁽⁵⁾

(3) 公田は必ずしも八家の私田の中央にはない。公田に人民が勞働するを助と云ひ、其收穫は租と云ひ、祖の祭に供へた後、領主一族の食料品となる。

此處に問題となるは其稅率が果して孟子の云ふが如く什一、若くは九一であつたかといふことである。嘗て猶太に於て什一の稅が行はれたといふ例があるが、この場合、儒家が之を理想的と見てゐる丈に、反つて之は實際には行はれなかつたものに違ひない。寧ろ信用す可きものとしては、左傳に左

の記事がある。

昭公三年。民參其力。二入於公。而衣食其一。

之は齊の國の状態を云つたものであるが、其割合は略々七公三民となる。尤も之は虐政の例として擧げたのであるが、恐らく斯る例も珍しくはなく、秦に泰半之賦あり、漢初に至つて猶農民が地主に五割の地代を納めたことを考ふれば古代に於ても五割見當が普通ではなかつたかと思はれる。若し然りとせば、公田の面積は私田の面積と相匹敵する丈廣くなければならぬ。乃ち人民に私田を分配したる後になほ廣大なる面積が公田として残つて居ねばならぬのである。然るにこの公田は色々な原因から次第に減少してゆく傾向を生ずる。

社會問題は多く人口の増加に發する。領主の田地が公田と私田と大體半分宛に區分された時に、人民の人口が次第に増加すれば、必然的に私田が増加して、公田がそれ丈減少せざるを得ない。公田が減少すれば、人民の力役の日數もそれ丈減少する。併し領主は無償で之を認めるであらうか。否、その代償として私田の收穫物の幾分を上納す可きを命ずるに違ひない。勞力の餘つた人民は、之を私田を集約的に耕耘して生産力を増加するか、領主の許可を得て萊蕪を拓いて開墾してその求めに應せねばならぬ。春秋戰國の支那の精神的物質的の大飛躍の原動力の一半は此にあるであらう。

私田が次第に多く、公田が次第に少くなつた極度を考へれば、公田が全く無くなつて、土地は全部

人民の私田となる。斯く土地に餘裕がなくなれば最早土地の割換は行はれなくなる。それは人民の間に使用權に就ての優占權やらで、非常な悶着を起し易いから。公田の無くなると共に人民は、領主の爲に其處で耕作に服する義務が自然に免除される。其代りに自己所得の幾分を割いて租として捧げねばならぬ。領主の方では其土地を誰が耕すといふことは問題ではない。定額の收入さへあれば満足して別に新に土地の割換を行はなくなり、自然に人民の土地使用權が認められて來るのである。斯くなれば租は最早人民の勞力を對照とせずして、單に土地丈に關係して、何人を問はず、その土地の使用者が拂ふ可き地代となる。而して使用者は其儘私有者となつて了ふのである。

之は一面から云へば、人民の位置の向上である。農奴たる性質から離れて自作農たる地位を獲得したのである。斯る變化は何日頃起つたか。之は兵制の變化に於て一般人民にも武器をとつて出陣の義務と權利を認めたる、認めざるを得なかつた時勢と相應するものであらう。⁽⁶⁾魯に於ては成公元年(550 B.C.) 丘甲を作りしよりも四年前、

宣公十五年(594 B.C.)。初稅畝。

なる記事がある。これこそ魯の公室が、助法を棄て、徹法を採用した公の記録ではあるまいか。勿論その税額は十分の一ではあるまいが。

余は當時の税額が決して孟子の云ふ如く什一ではなかつたであらうとの推測を下したが、之に就ては戰國頃嘗て行はれたことのあるらしい税率什一の起原が何處にあつたかに就て一應何とか説明せねばならぬ義務を感じる。恐らく之は孟子の所謂貢法、年の吉凶に拘らず毎年定額の租税を徵收する方法が行はれた爲であらうと思ふ。孟子は之が最も悪い方法だと黜けてゐるが、悪い方法程實際に行はれた可能性が多い。所が毎年の租額が一定すると又豫想外の結果を生むこともある。それは土地の生産力が増加すれば、するに従つて收穫に對する租額の率が低減することである。最初五割の租税であつても、生産が五倍に増加すれば租額は一割に低下するのである。(8)之と共に其土地の價は騰貴するが之は領主の得とはならず、使用者の利益となる。そして此に領主以外に、私に租税を徵收する地主といふものが發生する餘地も生ずるのである。戰國の什一は別に儒教の理想によつたのでもなく、生産力の増加に伴つて自然に低下して來たものと思はれる。

然らば次には地主階級の發生に就て述べねばならぬ。古代の王侯・貴族の土地占有は、人民をも併せた政治的のもので、私有といふよりは領有と云ふ可きである。地主的私有は一般人民が土地使用權が確立し、更に土地に對する税額も大體固定すると同時に起る。如何なる種類の人間が地主となつたか。第一には領主の後裔である。

公田面積の減少に就て前述の理由の外にも一つ考へられねばならぬのは領主の處分である。元來公田といふ稱呼は實は人民の方から見ての公田であつて、之を領主の方から見る時は、反つて反對で、所謂私田は既に人民に使用を許した土地であるから、さう簡單に處分出來ぬに反し、公田こそは自由に有利に處分し得る私的な性質を持つものである。或は奴隸に耕作させて大部分の收穫を自己のものとする⁽⁹⁾ことも出來るし、或は圍を築いて全く個人の享樂の目的に使用することも出來る⁽¹⁰⁾。或は之を永久に子孫の間に分配することもあらう。而して此土地を與へられた者が人民を招いて此に小作制度の農業を經營することも考へられる。戰國時代の豪族、齊の諸田、楚の昭・屈・景の如き大族は恐らく斯の種に屬する⁽¹¹⁾。

も一つは商人勢力の勃興、云ひ換ふれば動産資本の蓄積が始まつたことである⁽¹²⁾。支那に於ける商業の起原が何日にあつたかは、直ちに返答出來兼ねる問題であるが、古代の商人は後世の如き單なる商人でなく、皆政商であり、國家の保護を受けた⁽¹³⁾許商人なりし事は注意を要する。彼等は夫々國籍を有するが、その國際的な立場に立つことから外交にも携はることがあり、中にはその資力の故を以て君主から絶大の信頼を得てゐる金持もある。とまれ商業の盛になつて來たのは春秋半頃から戰國にかけてであつて、殊に戰國になりては各地方に特有な名産なども出て來て、交通貿易の相當進歩せる階段に達せることを示してゐる⁽¹⁴⁾。之と共に一國を傾ける富豪も生ずるが、彼等が財を獲得するのは商業に

よるが、之を最も安全な投資として子孫に傳へるには矢張土地を買入れて地主となることであつた。漢初には商人を抑壓する政策を取り、其土地所有を禁じたが、之は反つて事實には商人の土地占有が盛なりしことを物語るものであらう。史記貨殖傳には之を、以末致財。用本守之。と言つてゐる。

商人の勢力勃興に關聯して、人民の土地私有權が確立した後、租税の徵收が如何にして行はれたかといふ事を考へて見たい。已に左傳。昭公三年の條に三老といふ名が見え、昭公十七年には耆夫があり、若し之が漢の三老嗇夫と同じものならば、春秋末頃に租税催促の郷役があつたことになるが、斯く解す可きやは疑しい。余は別に租税請負制度が行はれてはゐなかつたかといふ考を抱いてゐる。魏の文侯に尊信せられたる賢者段干木は實は駟僮⁽¹⁵⁾であり、その尊信せられた理由も實は黄金の威光であらうと云はれる。この僮なるものは抑何者であらうか。普通買手と賣手との間に立つて兩者の意志を平會する意味に解するが、會には又徵發の意味がある。頭會・箕斂など用ふる時には會・斂同様な意味に相違なく、箕會といふ熟語も出來てゐる。然らば會、又は僮は租税徵收者、寧ろ徵收の請負人であつて、豫め一地方の租税を人民に代つて代納し置き、次に政府の保護の下に人民から徵發したものと解するも強ち無理ではあるまい。戰國時代には子貸家といふものあり、人民に高利貸をして居つたが、この貸字は或人に代つて財貨を納むるの意味で、元來は僮の租税代納を意味したものであるま

いか。斯く解釋して始めて商人が政商であつて國家に必要缺く可からざるものであり、政府の保護を受けて勢力を振つた所以が解せられる。

前節に述べた賦が専ら軍事に關係したもなるに對して、租の起原は主に祭祀に關したものである。⁽¹⁶⁾即ち租は同じ血族の團體が共同の祖の祭を行ひ、且つ其の族制を保つ爲の經濟的な基礎をなすものである。⁽¹⁷⁾而して賦は始は軍賦であつて物質的收入ではなく、云ひ換れば財政は祭祀を目的とする私的財政のみであつた。租は祭に捧げた後に一族の間に分配されるが、一族の貴族は同時に官吏である。この時代には君主に公生活・私生活の區別がない。然るに國家の機構が複雑となり、官吏は同族の士のみでなく、或は外國よりの亡命者、庶民などを包括することになると、君主と臣下との關係が、家長と家の子なる關係を離れて、雇主と雇人との關係となる。租を同族に分配するといふ精神も失はれて遂には孔子をして「祭肉到らず」と嘆あらしむるに至つた。⁽¹⁸⁾併し乍ら官吏の俸祿は相變らず租米の中より支拂はれてゐた。

軍賦が物納となつてから、之は戦争に用ふる爲であるから、租税の收入とは別個の會計におかれて此に始めて王室財政と國家財政の區別を生じたものと思はれる。春秋の半頃より戦亂の永續と共に國家財政が重要となり、國家財政を壟斷したる貴族が政權を獲得して、君主は只祭祀を司るに過ぎぬ狀

態を呈し、遂に晋・齊の篡奪の如きも行はるゝに至つた。官吏の公的地位も漸く認められ、後世に至つて何時の程にか、官吏の俸祿を支拂ふ財源となる田租が國家財政に移管されて了つた。⁽¹⁹⁾

田租が國家財政に繰入れられた後、王室財政として残された雜稅に就て一言せねばならぬ。雜稅には海より出る魚鹽の稅、山野湖沼より出る山澤の稅、交易場より上る市井の稅などあり、此等は恐らく原則として夫々の産物を抽出せる稅ならんことは先に述べたが、何故に斯る稅を課するかに就て、矢張地代の意味を含むやうである。即ち人民は土地の私有を許されず、凡ての土地は國家の所有なれば、此に於て漁業・製鹽・山林業・商業を營む者は國家の代表者なる君主に使用代を拂はねばならぬ。斯る事業に對して稅を課することは、其の事業の起原と共に始まつたと見てよく、甚だ古い淵源を持つものである。山林も土地と同じく貴族の所有に屬するものが多く、左傳襄公二十八年には「慶氏之本百車」の語があり、昭公七年には魯が孟氏に萊柞二山を與へた話がある。齊の桓仲が春秋の始に新經濟政策を用ゐて富國強兵を致したといふ管子の記事は、戰國以後のものであらうが、魚鹽の稅によつて財政が豊富であつたのは事實であらう。左傳昭公三年には陳氏が政を行つて

山木如市。弗加於山。魚鹽唇蛤。弗加於海。

と見えて居り、實際には魚鹽に稅のあつたことを物語るものである。市稅を徵することは既に孟子の

頃其の起原がよく分らなくなつてゐた。

この外に關稅がある。之は前の諸稅が地代なる意味なるに反して通行稅であつて少しく趣を異にする。古くは左傳。文公十一年の條に、宋で耐班なる者の戰功を賞して、門を興へて其征を食ましめたる由が見え、昭公二十年には齊のことを記し

偪介之關。暴征其私。

といふ語があり、下つて戰國に至つては、關は譏して征せずといふのが善政の一になつてゐる。⁽²⁰⁾ 時には之が軍事費に用ひられたるらしく、關稅は別に地代の意味を含まぬから王室に屬す可きか、國家に屬す可きかの定りたる規則もなく、夫が時には關市之賦とも呼ばれ、特に動詞に賦すと云ひて稅金徵收の意味となり、延いては租稅と賦斂との混同も生ずるやうになつたものと思はれる。⁽²¹⁾

(註)

(1) 稅は抽出稅なるの說。管子。輕重甲第八十。今齊有渠展之鹽。請君伐菹薪。煮水爲鹽。正而積之。〔中略〕成鹽三萬六千鍾。とあるを見れば鹽稅は鹽を以て納めた。漢が帝室財政機關なる水衡に於て銅錢を鑄、少府に銀錫多かつたのを見れば、漢代に於て猶鹽物の稅は鹽物を以て納めし事が分る。其外天下に木官あり、水官あり、橘官あり、夫々の租稅を司つたことを見れば此等は何れも物納であり、宮庭の使用に當てた殘餘は拂下けて處分して

るたものであらう。尤も貨幣經濟の盛となるにつれて租税の或物は金錢を以て納入された事もあり得ようが夫は元來の精神ではない。之に對して市税の如きは、市は生産の場所でないから貨幣を以て納めたること言ふまでもない。後世の算繕はこの精神を受けたものであらう。

(2) 井田制度に關する先人の研究。服部博士著。支那研究。井田私考。加藤博士著。支那古田制の研究。小川博士 阡陌と井田(支那學。第五卷第二號)

(3) 籍田に就て。孟子の助者藉也。の藉を耨と讀む可きことは既に孫詒讓。周禮正義卷八十五。匠人の條に述べてゐる所で疑ないと思ふ。漢書食貨志上に、漢の武帝の時、

始開籍田。躬耕以勸百姓。

とあり、籍字は眞福字本唐抄殘卷には藉に作る。この方が原義に近い。況や次に躬耕とあれば、籍田とは元來藉田と書いたもので、民力を借るの意よりも親く耕すの意味で、從つて音もシヨであつたと思はれる。同様に春秋宣公十五年。初稅畝。に對する左傳の穀出不過藉。以豐財也。穀梁傳の古者什一而藉。公羊傳の藉而不稅。其他各書に見ゆる同様な場合の藉は凡て助法の意味に讀む可きである。尙ほ孫氏。糧營述林卷一に徹法考あり。

(4) 原始共產制の問題。祖祭の爲に力を合せて土地を耕作するが助法ならば、或は之は原始共產時代の共同耕作ではないかといふ考も生ずるが、余の近い時代から古代に次第に遡るといふ態度からは、成る可く新しい時代の實狀で解釋をつけたい。加之、周の征服以後、及びそれ以前の殷代の文字を有した時代には既に相當文化も進んでゐるので、助の文字が示す田制は、最早原始共產制ではあり得ない。但し斯る助法の存在はそれ以前に於て、原

始共產制といふやうなものが存在し得たことは十分に推測せしめ得るが、それは本論文の範圍外に屬する。

(5) 王侯貴族の土地領有。土地は最初は凡て國家に屬してゐたものであらう。所が段々貴族の勢力が盛になると貴族が其一部を世襲的に領有し出した。魯に就て云へばその別邑費は、隱公の頃には此處に費庠父なる大夫が居つて支配してゐたが、それは一時的なものであつたらしい。所が僖公二年、季友に費と汶陽之田とを與へてから後費は長く季孫氏の領有する所となつた。春秋時代には國と國が田を争ひ、國內には大夫と大夫が争奪し、時には君臣の間で争つてゐる。

左傳。桓公十九年。王奪子禽・祝跪與詹父田。昭公十四年。晋邢侯與雍子。争鄙田。

などいふ例がある。

(6) 田制と兵制との關係。魯に於て丘甲を作つた四年前に田制の改革が行はれて始めて畝に稅したといふことは注意すべき現象である。春秋宣公十五年の初稅畝の解釋は

左傳。穀出不過藉以豐財也。

公羊傳。古者什一而藉。

穀梁傳。古者什一。藉而不稅。

とあつて何れも藉即ち助法が廢止されたことに解してゐる。余もこの解釋に従ふ。併しそれは什一を什二に改めたといふ様な數の問題ではなくして土地制度の大變革、人民の身分の大變動を意味するものと價値づけたい。之が晋に於ては州兵を作ると同時に爰田を作るといふ事が行はれた。爰田の意味明かでないが、臣下が惠之至也。

と喜んでゐる。杜預註には

分公田之稅。應入公者。爰之於所賞之衆也。

とあつて、この意味も猶判然せぬが、公田を人民に分配したのではあるまいか。

鄭の子産が丘賦を造りし前後にも田制の改革が行はれたらしく、

左傳。襄公三十年。子産使都鄙有章。上下有服。田有封洫。廬井有伍。

とある。猶楚に於ても篇掩が賦を庀えまへし時、

左傳。襄公二十五年。篇掩書土田。度山林。鳩藪澤。辨京陵。〔下略〕

といふ記事が見ゆる。前後と比較して單なる耕地整理ではないやうに思はれるが詳細のことは分らない。

(7) 什一之稅に於て。孟子は什一之稅といふ事を理想として、單に什一と云へば田租什一之稅を指す如く、滕文公章句下。什一。去關市之征。今茲未能。など用ゐてゐるが、それが戰國末頃出來たと思はるゝ記録、而も法家の書に恰も什一之稅が行はれてゐたかの如き記事を見る。

管子治國第四十八。故以上之徵。而倍取於民者四。關市之租。府庫之徵。粟什一。廩與之事。此四時亦當一倍貸矣。

とあり、漢書食貨志に引れたる李悝の法にも、十一之稅が數へられて、而もそれが別に仁政とも認められて居らぬやうである。戰國末期の封君は、單に租稅のみを食むことを許されて、賦斂の權は中央政府に屬したるならん事は前章に述べたが、この封君湯沐邑は臣下のみ與へるものでなく、同盟國の君主に捧げた。特に三晉諸國が秦

の君主・太后・權臣などに湯沐邑を獻じた記事が戰國策に見えてゐるが、之は單に其地の租税だけを上納して、政治は其國にて行つてゐた。

戰國策。秦始皇帝。趙攻燕。得上谷三十六縣。與秦什一。

なる記事も、什一とは土地の什一でなく、單に田租と云ふ意味、従つて之を秦王の湯沐邑としたことに解す可きであらう。恐らく異常なる土地生産力の向上によつて、領主の所得分は戰國末に至つて事實十分一となり下り、孟子の理想が實現したものと思はれる。漢初の田租什五の一は、之を標準として更に引下げたものである。

(8) 土地生産力の増加に就て。戰國時代に於て土地の生産力が五倍も増加したるならんとの推測は決して單なる臆測ではない。一畝の産額米一石といふことは古からの傳と見ゆるが、戰國の終には別に一畝鍾の田といふものが方々に現れた。一畝に就て一鍾、即ち六石四斗の收穫を上げる田である。

管子輕重乙。第八十一。河淤諸侯。畝鍾之國也。

とあるは、魏の西門豹が漳水を以て鄴の田に灌漑したる結果でもあらう。關中も秦漢以後開發され、豐鎬之間は同様一畝鍾の田なりし事が史記。河渠書。或は漢書。東方朔傳に記されてゐる。一畝鍾が必ずしも誇張でないことは、

淮南子。主術訓。中田之穫。卒歲之收。不過畝四石。

とあり、畝一石に比すれば四倍の増收である。されば五倍の増收は必ずしも不可能ではない。果して然りとせば租税額が一定してゐる時には五割の率が一割に低下する。元來國家に納むる租税額は固定し易い性質を持つ。殊

に領主に代つて商人などが勢力を得、地主となつて中間の利益を壟斷せんとする時に於て然り。一方に賦斂などの重い人頭税が課せらるゝに至つたのも、人民の租税負擔能力が増し乍ら、田租の額を動かす事が出来なかつたによるものであらう。地主の運動が最も露骨なのは漢代であつて、田租を什五の一に減じ、或は全免し、景帝二年には三十分の一に低下した。併しそれで農民が救はれたかと云へばさうでなく、王莽が、

漢書食貨志上。下令曰。漢氏減輕田租。三十而稅一。常有更賦。罷癘皆出。而豪民侵陵。分田劫假。厥名三十。實什稅五。

と喝破せる通りである。結局、董仲舒が秦の弊政を述べて、或耕豪民之田。見稅什五。と云へると少しも違はない狀況にあつた。

次に述べたいことは、土地の生産力増加と共に、土地が益々狭くなつて來たことである。漢書溝洫志によれば黄河に堤防の出來たのは戰國からである。齊は趙、魏と黄河を境としてゐたが、趙、魏は土地高く、齊は低いので河を去る二十五里に堤防を築いた。然るに洪水になると今度は趙、魏を浸すので、趙、魏も河を距る二十五里に堤防を築いた。所が人民が何時の間にか、堤防の内へ入つて耕作し、やがて廬舎を建てて居り、之を守らんが爲にも一つ内側に堤防を築いた。段々河が狭められて、河水と堤防との間、遠きも數里、近きは數百歩といふ様になつた。以て人口の増加を見る可きであり、而も之が爲、水旱の災は多數の罹災者を出して、困難な社會問題すら生ずるに至つた。斯る大勢は春秋時代より引續けるものと見る可く、春秋時代、列國間の戰爭は多くの場合、土地の爭奪であり、

左傳。襄公六年。晏弱圍棠。〔中略〕滅之。遷萊于郕。高厚・崔杼定其田。

などは征服地の人民を他へ遷した後に、自國人を殖民せしめたことを云へるものの如くである。されば余が公田面積の減少するを云へるは、決して荒唐の言でない。

(9) 奴隸の耕作に就て。戰爭の捕虜は多く奴隸とされた。左傳。僖公二十五年の條に晋の文公が、陽樊を攻めた時倉葛なる者の言に感じて、其民を俘せずして自由に退散せしめたことを記し、同じ事は國語。周語中。晋語四。にも見えてゐる。戰國時代の初にも猶行はれしと見え、

墨子。天志下第二十八。攻伐無罪之國。〔中略〕民之格者。則勁拔之。不格者。係累〔操を孫詒讓、問詰本によりて改む〕而歸。丈夫以爲僕園胥靡。婦人以爲舂齊。

とあり、斯くして得たる奴隸は農耕に使用する爲、有土の貴族に分配された。

左傳。宣公十五年。晋侯賞桓子。狄臣千室。

などの例あり、併し征服地の人民を悉く奴隸として了ふといふ戰爭のやり方では抵抗が多いので、戰國時代になりては單に主權を認めさせて、自由民は其儘自由民たる位置を與へて自國に忠誠を盡さしむるやう政策を改めたこれが戰國時代の諸強國が比較的容易に大征服をなし得た一原因である。猶戰國以後中央集權と共に、有土の貴族が減少して其勢力が衰へたが、之に代つて商人・地主の勢力勃興し、奴隸を専ら經濟的に使用し出した。云ひ換れば、領主に非る者の奴隸使用が盛になつて來たわけである。史記貨殖傳に秦漢の交の富者の例が挙げられ、家僮千人を擁する者などありて、其中には鹽鐵業者多きを占むるが、亦秦陽の如き田農は一州を蓋へることが見

えてゐる。恐らく奴隸を使用せる大農組織の經營も行はれたこと、思はれる。漢書食貨志によれば、楚漢の際に米石五千にも騰貴したので、民をして子を賣り、食に蜀漢に就くを得しめたとあり、米價騰貴の際に農民が困窮したのは、鹽・鐵の如き生活必需品が戰亂の爲に暴騰する一方、奴隸勞働の爲に經濟的に壓迫されたものではあるまいか。漢高祖はそこで田租を軽くして什五分一の税としたが之は地主に利益を與へたので、寧ろ金持が土地に投資を初めることを奨励したのであらう。賣子の令は文帝の時代まで其必要があつたことは賈誼の言によつて知られる。富豪の土地への投資こそは魏晉六朝の貴族制度の淵源をなしたものと思はる。而して漢書食貨志上、董仲舒の言に去奴婢。除專殺之威。とあるを見れば、奴隸は猶法律の保護を受けて居ない。程樹德、九朝律考によりて檢するに、奴婢が法令により生命・身體を保護さるゝに至りしは後漢以後であり、之には王莽の制度改革などに現れた儒教思想が影響してゐるに違ひない。斯る世相が一面には魏晉以後の部曲制度の農業組織の流行を來したものであらう。

(10) 圃に就て。漢代君主の私有地に苑圃あり、單に遊觀の處たるのみならず、一方には經濟的價值を有せし事は加藤博士。漢代に於ける國家財政と帝室財政。の中に詳しく見えてゐるが、更に古く遡れば、

戰國策。西周赧王。臣聞溫圃之利。計歲八十金。管子。揆度第七十八。民之無本者。貸之圃疆。

とあり、圃を生産に用ゐる、或は人民に開放してゐたことが分る。管子。輕重甲第八十。に見ゆる唐園も斯る種類の苑圃と思はれる。更に古くは左傳に圃を築くといふ記事が散見し僖公三十三年の條には

鄭之有原圃。猶秦之有具圃也。吾子取其麋鹿。以閑敝邑若何。

などであり、それが獵獸を供給する地なることを述べてゐる。孟子。梁惠王章句、によれば齊の宣王には方四十里の圃があり、周の文王には方七十里の圃があつたと云ふ。

(11) 戰國の新貴族。戰國時代は古來の領主的貴族に代つて新貴族の出現せし時代である。其中には舊貴族が甚儘形態を變じて残れるもあり、商人として新に勃興せるもあり、又別に庶民から戰功などによつて崛起せるもあつた。富によつて貴が求められると共に、貴によつて富が得られる。戰國策。趙孝成王。夫貴。不與富期。而富至。云云とあり。韓非子。五蠹第四十七。今之縣令。一日身死。子孫累世絮駕。故人重之。とありて後世支那の官吏生活を偲ばしむるが、その弊の極まるに及んで、斯る新貴族が單に自家の利益にのみ汲々として、續いて、主上雖卑。人臣尊矣。國地雖削。私家富矣。事成則以權長重。事敗則以富退處。といふ風になり、遂に西方の夷狄秦に統一さるゝに至つたのである。齊の諸田の如きは所謂、富を以て退處せる豪族であつた。

(12) 動産資本の勃興に就て。古代に於ては人民の生活狀態低く概ね自給自足なりしか。君主と君主との間の贈遺・交換には寶器・璧玉などが用ゐられた。左傳。桓公元年。鄭侯以璧假許田。などの例がある。人民の間に賣買が始まりてから布が媒介に用ゐられ、其漸く盛に行はるゝに及んで、比較的小額取引に便なる金屬貨幣の鑄造が始まつた。貨幣發生の一動機として君主が大量の租稅上納に當つて、穀物の代りに金屬の代納を歓迎したのであらうことが考へられる。金屬は以て兵器を鑄造することが出来るからである。小島博士。春秋時代と貨幣經濟。(支那學。第一卷。第七—八號)によれば金屬貨幣の通行は、早く見るも春秋末年以上よりは遡り得ぬといふ。その盛になつたのは戰國以後であり、而して法定貨幣の地位確立は漢の武帝の五銖錢鑄造に始まるやうである。史記貨

殖傳に列擧せる富豪は大抵僮何百人。富數千金。富巨萬。などの漠然たる形容多く、只、師氏が七千萬を致したことが記されてゐる。然るに漢書貨殖傳に於て新に補へる部分には、成哀の間、臨菑の姓偉は鬻五千萬。雒陽の張長叔。薛子仲。十千萬。杜陵の樊嘉五千萬と當時長者番附の如きものが出来てゐたと見ゆる。之は漢の法令で財産の申告をなさしめた結果が表れたにもよるが、漸く貨幣經濟が盛となつて、凡ての價値が貨幣によつて計算され、貨幣の信用が高まつて貨幣の蓄藏が比較的 안전한財産保全の手段となつて争つて貨幣を貯蓄したが爲であらう。而も之が爲、富の偏頗なる集中が行はれ、貧富の懸隔が甚しくなり、魏晉以後には反つて貨幣經濟が逼塞して、再び物々交換が盛となるやうな奇現象を呈してゐる。之は本論文の範圍外であるから詳述を避ける。

(13) 春秋戰國時代の商業。左傳には屢々商業に關した記事が見ゆるが、それは何れも諸侯貴族を相手としたもので夫々國籍を有し、其國の保護を受けてゐたやうである。中でも商業を獎勵したのは鄭であつて、左傳。昭公十六年。の條に於ける子産の言によると、

昔我先君桓公。與商人。皆出自周。〔中略〕曰。爾無我叛。我無強買。毋或勾奪。爾有利市竇賄。我勿與知。

とあり、成公四年には鄭の賈人が楚にあるを六ひ、僖公三十三年には、鄭の賈人弦高なる者が、秦の侵入を退けたことが見えてゐる。昭公二十六年の條には女賈が齊と魯の間に裏面に立つて外交を行つてゐる。最初の商人は多く政商であつた。三度千金を致せし陶朱公(鴟夷子皮)は齊の田常に仕へたものなる事が韓非子。說林上。第二十。に見え、其問答が、說苑。臣術篇に載せられてゐるのを見ると、只の商賈人でなく特殊商人たる地位で利益を占めたと見ゆる。それが又田氏の篡奪にも役立つたらしい事は、淮南子。汜論訓。に

故使陳成田常。鷓夷子皮。得成其難。使呂氏絕祀。

とあるのでも推測される。斯る商人は恐らく軍用金調達の豫想の下に諸侯に重寶がられたものと思はれ、戰國策韓釐王。費繆。西周離之。東周寶之。此其家萬金。とある費氏も商人であらう。商人を賤むといふ考は古代には見當らず、孟子には賤商主義的な考も見ゆるが、併し一方には

公孫丑章句上。市廛而不征。法而不廛。則天下之商。皆悅而願藏於其市矣。關譏而不征。則天下之旅。皆悅而願出於其路矣。

と言つて商業の奨励を説き、決して絶對に商業を排斥するのではない。只商人が政治上に次第に勢力を占め出したので、其弊害に對して賤商主義・抑商主義が起り、特に法家が之を唱道した。

管子。輕重甲。萬乘之國。必有萬金之賈。〔中略〕故人君而不審其號令。則中一國而二君二王也。

とある様に人民の急に乗じて倍蓰の利を貪るので、人民の生活は政府によつて左右されずして、商賈によつて支配され、先進諸國は概ね其害毒によつて社會が崩壞に陥りつゝ、あつた所を秦に征服されたのである。秦は商鞅の政策を用ゐて重農抑商主義を採用した事によつて有名であるが、併し何處までそれが徹底的に行はれたかは疑しい。呂不韋の如き大賈が隱謀を用ゐて政權を壟斷せる事があり、漢の高祖が兵を率ゐて武關に入つた時、秦の將軍には商人出身があつて高祖に賄賂を握ませられて大事を誤つてゐる。明かに商人を抑壓する政策を取つたのは漢の高祖であつて、或は秦の弊害に鑑みる所があつたのかも知れぬ。而もそれが實際には行はれずして、漢書食貨志。晁錯の言によれば、

商賈大者。積貯倍息。小者坐列販賣。〔中略〕因其富厚。交通王侯。力過吏勢。〔中略〕今法律賤商人。商人已富貴矣。尊農夫。農夫已貧賤矣。故俗之所貴。主之所賤也。吏之所卑。法之所尊也。

といふ状態であつた。武帝に至つて公然官を賣り、商人を用ゐて官吏とした。漢書食貨志に除故鹽鐵家富者爲吏。吏益多賈人矣。〔中略〕入財者得補郎。郎選衰矣。

と云つてゐるが、その弊害が積つて王莽時代の社會的混亂を喚び起したものであらう。漢代の商業に就ては内田博士講演集。漢代の抑商主義。參照。

(14) 各地方の特産物に就て。自給自足の時代には商業は必要でない。自己の生産を以て、遠地の物産にかへて豊富なる生活を送らんとするに至つて商業が盛になる。商業は同時に各地方に最も適したる特殊な物産の生産を促す。生産者の需要以上の産額は商人が持去つてくれるからである。斯くして生産の地方的分化が起るのは、商業が或る程度まで發展してゐることを示す。春秋時代已に各地に特産物が起りしは左傳に散見する。僖公二年に屈産之乘。垂棘之璧。僖公二十八年に孟諸之麋。僖公十八年。楚子賜之金。云云。杜註。楚金利故也。僖公二十三年には晋文公重耳が、楚王に答へて、羽毛齒革。則君地焉生之。其波及晋國者。君之餘也。とあり、襄公二十六年には如杞梓皮革自楚往也。と併せて楚の物産が知られ、昭公四年には、冀之北土。馬之所生。といふ文句がある。通觀するに有名なる物産も天産物が多く、只、昭公十五年には、闕鞏之甲なる語が見える。國語も大體に於てこの範圍を出ない。戰國に至つて特殊な工藝品が多く現れる。荀子。榮辱篇に、狐父之戈。鑄牛矢。議兵篇に宛鉅鐵鉞あり、戰國策、韓昭侯の條に、韓卒之劍戟。皆出於冥山・棠谿・墨陽・合膊・鄒師・宛馮・龍淵・大阿。と武器

の生産地を列べ、燕昭王の條には、齊人紫敗素也。而賈十倍。と齊の染色工業を云ひ、管子。地數第七十七には出銅之山。四百六十七山。出鐵之山。三千六百九山。と云ひ、續いて、玉起於牛氏之邊山。金起於汝漢之右滂。珠起於赤野之末光。此皆距周。七千八百里。と遠方の物産を述べてゐる。服飾品も秦の李斯の逐客論に、江南金錫。西蜀丹青。宛珠之簪。傅璣之珥。阿縞之衣。と列舉し、之を着飾つた郊衛之女。趙女。がつけ加へられてゐる。呂氏春秋。孝行覽第二に斯の特産物が更に細かく列べられて、戰國末期の交通貿易の殷盛なりしを物語つてゐる。斯の如き一般の推移から、禹貢の貢品を檢討すれば、その内容自身が早く見ても春秋末期より遡り得ないことが知らるゝであらう。

(15) 俗に就いて。斂の僉が皆と訓じて人民の集合にして之より斂が出しと同じく、會も人民の集合にして之より徵集・徵發の意味を生ずるは不思議でない。頭會箕斂を約して、箕會なる語は淮南子。人間訓に見ゆ。史記貨殖傳に見ゆる、此寧有政教・發徵・期會哉。の期會も亦徵發の意味には非るか。然らば倍は徵發する人、其請負人といふ意味を生じてよき筈である。漢書卷五十三。趙敬肅王傳。使使即縣。爲賈人權會。入多於國租稅。といふ權會も、競争なしに請負せしめたる故、國の正稅よりも多かりしといふ意味ではあるまいか。果して然らば後世の包攬の起原は甚だ古いことになる。瓠會に就ては稻葉君山博士。支那社會史研究。八、瓠會牙倍及び牙行。参照。

(16) 祀と戎。左傳。成公十三年の條に、國之大事。在祀與戎。とあり、祀より租稅が出て、戎より賦斂が出た。租稅は元來私的財政であり、賦斂が公的財政であつた。春秋末各國で權臣が政をとり、兵權を壟斷したが、之は同時に賦斂の權を掌握したことであらう。即ち祭政分離の傾向が起つたが、之は早く、衛に於て襄公二十六年の條

に、獻公が、政由寧氏。祭則寡人。と云つてゐる。この傾向が甚しくなつて、遂に晋・齊の革命が起り、戰國時代に入つて政事は凡て軍事を中心に行はれるやうになつた。祭は單なる禮として残り、最早現實的な意義を有しなくなつて來る。

(17) 族制と田。支那古代の所謂氏族制度に就ては、松本信廣氏の幾多の優れた論文。三田評論。第二百八十四—七號。支那古代姓氏の研究。史學。第一卷第一—二號。支那古姓とトーテムイズムなどがあるが、姓なる團體が最も古く、それより族が分れて出た。或は姓と族との間に、宗なる團體が入ることもある。族の名乗りが氏であつて貴族は凡て姓と氏と名とを有してゐたやうである。左傳。襄公十年の條に、王の卿士伯輿の屬大夫瑕禽が、昔平王東遷。吾七姓從王。とあり屬大夫でも姓を有せしことが分る。只男は氏を稱し姓を稱せず、女は姓を稱する。この點甚だ古代羅馬の氏族制と相似、姓は *gens* の *nomen*、氏は *familia* より來る *Cognomen* に相當する。例へば *Scipio* は男子なる故 *Cognomen* で呼ばれ、*Cornelia* は女子なる故 *nomen* で呼ばれてゐるのである。春秋時代は族が一つの單位として活動したやうで、左傳。僖公五年には、宮之奇、以其族行。とか、宣公十一年には鄭子家卒。鄭人〔中略〕逐其族也。宣公十三年には、晋人〔中略〕歸罪於先穀而殺之。盡滅其族。などの文がある。この族が一團體として統制を保つ經濟的基礎として土地を所有してゐたことは、左傳。襄公二十二年に、鄭公孫黑肱有疾。歸邑于公。召宗室老人立段。而使黜官薄祭。〔中略〕足以共祀。盡歸其餘邑。とあつて共同生存に必要な土地あるを云つてゐる。されば族を分つには田をも分ち與へたので、宣公二年には、〔晋〕成公即位。乃宦卿之嫡而爲之田。以爲公族。とある。大夫とは元來この族長のことで、士とはその壯丁を云へるものであらう。族から

更に室が分れ、春秋時代には漸く室といふ小家族が單位となつて行動する傾向が見えてゐる。成公二年の條に、楚の申公巫臣が齊に行く時に、盡室以行。とあり、後に晋に亡命し、楚では之を怨んで其族を殺したことを成公七年に記し、子重・子反殺巫臣之族。子闔・子蕩及清尹弗忌。及襄老之子黑要。而分其室。子重取子闔之室。使沈尹與王子罷。分子蕩之室。子反取黑要与清尹之室。とあり、次第に小家族に分岐して行く様子が分る。其後族誅の刑があるが、其族は盡る室に相當するやうである。程樹德。九朝律考によりて漢律夷三族の條を検するに、漢書王溫舒傳に、溫舒が罪族に至りて自殺し、兩弟及び兩婚家も亦他罪に坐して族せらるとあれば、族誅は弟に及ばぬと見ゆ。恐らく已に父が死して各自別居してゐた爲であらう。龜錯が殺されし時は、父母・妻子・同産が少長となく皆棄市されたが、之は父母が生存して、其子孫が同籍なりし爲なるべく、李陵が殺されし時も母と妻子が殺されたが、李陵には兄弟がなく、母が同じ戸籍にあつて連坐した。之と同様なことで、趙の趙括の母が王に願つて豫め連坐を免れておいたのは有名な話であり、要するに族誅・夷三族とは同じ戸籍の者を連坐さすことで別に三の字に拘泥する必要はあるまい。

(18) 租と胙。祖の祭に捧ぐる穀物が租であり、供物の下に敷く蓆が藉であるが、祭に捧ぐる肉を胙といふ。且と胙はもと同音であつたらしく、釋名。釋言語に。助乍也。とあり、祖祭の供物を同族一同に分配する事は始めは經濟的意義を有してゐたのが、後には單に形式として残り、租を分つことは古く廢れて胙を分つこと又は兎も角、孔子の頃まで魯に行はれてゐたと見ゆる。それも孔子の時に廢止されて、君主と官吏が同族であるといふ様な親密な關係が全く失はれて了つた。これ以後君臣の關係は法家が唱へるやうな、一種の契約に過ぎぬことになつたの

である。

(19) 田租の移管に就て。田租は他の雜稅と同等な取扱を受け、君主の私的財政に屬してゐたのが、後に賦斂を司る國家財政に移管されたるならんことは先に述べたが、その移管の時期は明かでない。漢書食貨志上。に、稅謂公田什一。及工商衡虞之入也。〔中略〕給郊社宗廟百神之祀。天子奉養。百官祿食。庶事之費。とあるのは何時頃のことか分らぬが、兎に角百官の祿食がなほ君主の私的財政から支出されてゐた時代のあつたことは明白である。

扱田租は漢代には大司農の司る所であつたが、もと治粟内史と云ひ景帝後元年に大司農と改めた。内史と云へば帝室機關らしく聞ゆるので、恐らく移管は此際に行はれたるものか、然らば賦斂はそれ迄何處にて取扱ひしかといふに、治粟都尉といふものありて、高祖の時韓信が任命されてゐるが、恐らく之が内史と並んで、軍事財政即ち賦斂を司つてゐたものであり、其後何時の間にか消滅してゐるのを見ると、之が治粟内史と合併して大司農なる國家的財政機關が成立したのではないかと思はれる。景帝後元年とは吳楚七國の亂を平けた周亞夫が獄死せる年であり、先に余が諸侯の賦斂の權を中央に收めたる年ならんと推定した中五年を距る二年であり、此頃漢の稅制統一が行はれたのであらう。

(20) 關市の稅。關市の稅は商業と共に發達した稅であるが、この形迹は春秋時代に已に認められる。左傳。成公十二年に晉楚が盟約して、交贄往來。道路無壅。とあつて、關稅を以て商旅を苦めたるが如き状態が見ゆる。戰國に入ては墨子。非樂上。内治官府。外收斂關市・山林・澤梁之利。以實倉廩府庫。はじめいくらも諸書に散見する。恰も現今の如き關稅政策までも行はるゝ可能性のありしことは、管子。輕重戊第八十四。に管仲が齊桓公に

勸めて、始めは魯梁の縹を重價に買ひ、其民が皆農を棄て織紵に走れる時、關を閉ぢて魯梁を通ぜしめず、魯梁が食糧に窮して降を請ひたり等の物語を載せてゐる。この中にあつて愛國心を知らざる商人は、最も安全なる地に自己の商品を蓄へてゐた。現今の商人の資本逃避は既に此頃からあり、韓非子。亡徵第十三。には、商賈外積〔中略〕者。可亡也。といつて之を亡國の徵に數へてゐる。されば商人を優待して其物資を自國に留むるは必要であり、管子。輕重乙第八十一。には、請以令爲諸侯之商賈。立客舍。などと云つてゐる。然るに商人を餘りに優遇すれば彼等は反つて國民を困窮に陥れても我利を計るので、其處に矛盾が生ずる。現今も猶社會を苦しめる矛盾が此頃から存在してゐたのである。

(21) 賦と税との混同。賦と税との區別のあつた事から、その沿革を別々に探究しようといふのが、本論文の趣旨であるが、支那の古典に於ては屢々之を混用してゐる場合が多い。併し支那の漢字の用法として相似たる意味の言葉を互に通じて用ふることはいくらも行はれる事であり、殊に古代の記録は經書すらも其儘の文字で傳はつてゐるとは限らぬので、賦と税との互用が行はれてゐても、實際に其の差別があつたことを否定するに及ばない。出来る丈、本來の意味に解釋して、出来ぬ所は混用したるものと片附ける、それ丈の餘裕は古代史研究には認めて貰はねば困るのである。

結 論

以上賦と税との沿革を別々に、緒を辿つて討究を試み、賦は軍事に關する正といふ力役より起り、税の中の最も重要な租は、助と稱する、祭に關せる力役より起つたことを證明したつもりである。

結局、賦と税と共に力役より起りしとせば、之は何を意味するか。そは人民は始め力役以外に徴すべき何物もない、乃ち奴隷に外ならざりし證左である。民の名の現れた古い例は、周によつて征服された殷の頑民であらう。彼等は纔に死を免れて、役徒として使役された有様が尙書召話などに見えてゐる。其後次第に周の征服者貴族と同一社會に住む中に地位の向上を認められ、新なる奴隷の出現するに及んで、その上に位するに至つたものであらう。⁽¹⁾ 同じく民といふ文字を用ひても、その社會上に於ける地位は常に同一ではない。恰も奴隷を指す臣なる文字が常に奴隷を指すものではないが如く。賦税制度の沿革はこの奴隷的人民の力役の義務が分化して行く歴史である。⁽²⁾

力役から最初に分れ出たのは租であり、力役に服する代りに穀物を納める事が認められ此に第一の賦税が生じた。之と共に人民の地位が向上して兵役に服することとなつた。之には武器調達の負擔が加はるが、やがて兵役の免除と共に、之が新なる賦斂として更に物質的な第二の賦税が生じた。併し之で全然力役が免除された譯でなく、宮室官府を治むるが如き力役を課せられ時には矢張賦斂の上に出征の義務すら要求された。一般農民の直接の負擔としては以上の三者が主であるが、此外に山澤林野の雜税、及び關市の税があつて、之は結局消費税として、間接に一般人民の上に掛つて來るものである。それは一步進めば直ちに鹽鐵などの專賣となつて嚴然たる間接税となるは見易き推移であつた。

此に翻つて周禮には如何なる賦稅制度が記載されてゐるかを検討しよう。先づ天官大宰の職に

以九賦斂財賄。一曰邦中之賦。二曰四郊之賦。三曰郊甸之賦。四曰家削之賦。五曰邦縣之賦。六曰邦都之賦。七曰關市之賦。八曰山澤之賦。九曰幣餘之賦。

とあつて賦稅を總括的に述べてゐるが、一より六までは人頭稅的の賦斂と思はるゝが、第七は關市の稅であり、第八は山澤の稅であつて、性質の違つたもので此處に入る可きでない。その支出の途は、大府の司る所であるが、凡て帝室財政の支出に充てられてゐる。この外に軍賦の制度が、地官小司徒の條に述べられて居り、萬民凡て兵役に服する中、郷大夫の條に、國中の貴者賢者を舍くとあるは、斷じて春秋以前の思想でない。載師の條に地稅が述べられて居り、其中に漆林の征があるのは、前の山澤の賦と重複してゐる。要するに周禮の記載は外形のみ整然としてゐる計りで、何故に然く分類するかといふ精神がない。何故に然く分類するに至つたかといふ歴史的因縁も分らない。財政・經濟に關しては全く盲目な人の分類であつて、單に古書に散見する術語を集めて勝手に並べた丈で、而も恣ひに形式的均整を求めた結果、史料に於ける尊重すべき素朴さを失つて居り、賦稅制度の研究には一向に役に立たぬものである。孟子は當時の人には迂闊と云はれても、猶現實に即したる考へ方をなし、荀子は性惡説を唱ふる丈に法家的な辛辣さをもつてゐる。荀子。王制篇の中に序官の一節あり、之は

猶實現の可能性ある官制なるが、周官は恐らく斯の如きものを基として、迂闊なる陋儒が次第に蛇足を つぎたしたものであらう。

註

(1) 奴隸の位置に就て。奴隸は庶民よりは身分の卑いものである。但しそれが君主に側近してゐる場合には特別な 權力を獲得する事がある。されば古代支那の傳説中には少からず奴隸宰相の物語が出て来る。古くは傳説あり、伊尹は呂氏春秋。孝行覽第二。有仇氏喜。以伊尹媵女。とあれば、或は閹人かとも思はれ、下つて秦に百里奚あり、奚は奚隸の奚ならんか、晋に寺人披あり、管仲の如きも一旦捕虜となりし身にて又奴隸宰相の一例に數へても宜しかる可く、されば齊軍が行動する時には彼は表面に立たずして高氏・國氏などが兵を指揮してゐる。宰相の原義も、もと奴隸より出で、宰は韓非子。難二第三十五。伊尹自以爲宰干湯。百里奚自以爲虜干穆公。虜所辱也。宰所羞也。とあり、相は左傳。成公二年。王以鞏伯宴。而私賄之。使相告之曰。云云。杜註。相相禮者。とあり身分高き者もあるが元來は卑しき者か。荀子。君子第二十四。天子〔中略〕足能行。待相者。然後進。とあり傳も元來は賤者の職なりしならん。併し一二の權力者が出て、之は君主に昵近せる爲に起つた特殊の現象で、その社會的地位は矢張人民より低い。恰も後世の天子の宦官の如く、時には權勢を振つても人奴たるを免れない此項に就ては、東亞經濟研究、第十卷。第一號。稻葉君山氏。韋氏の官制索隱。參照。

(2) 賦税の分類。賦税分化の發展段階如何によつて力役をも含む賦税の分類は幾通りか生ずる。第一は二分法とも云ふ可きもので、説苑。卷第十一に、齊の宣王が父老の田租と徭役を免じたのに對して、閔丘先牛が、賜臣田不

租。然則倉廩將虛也。賜臣無徭役。然則官府無使焉。と云つた話があり、齊の宣王とするのは時代が新し過ぎるが、兎も角、力役より田租丈が分岐した時の古い分類法である。次に三分法とも云ふ可きは、荀子。王霸篇に、田野之税。刀布之斂。力役の三者を挙げ、新に賦斂が加はつてゐる。孟子の力役之征。布縷之征。粟米之征も少くし違ふが三分法に従つてゐる。この外に山澤の税あるが之は地税であつて粟米之征、田野の税の中に入れることも出来るが、關市の税は少し性質が違ふので、新に之を加へて四分法とも言ふ可き分類が出来る。管子。治國第四十八。倍取於民者四。關市之租。府庫之徵。粟什一。厮輿之事。とある中の府庫之徵は賦斂であり、厮輿之事は力役である。尤も力役は物納でないから、之を省いて他の三者丈數へることがあり、荀子。富國篇に、刀布之斂。田野之税。關市之征。と舉げて居り、三つ丈しか數へぬが、その精神は四分法である。同様に租税と賦斂二者を舉げた管子。立政第四。輕税租。薄賦斂。云云。もその精神は三分法なのである。どの分類法により、何を省略してゐるかを見れば、賦税に關係した記事の示す時代が大體見當がつくのである。而して後述する如く周禮の税制はこの如何なる分類法とも一致しない。

（附記） 最初單に賦税制度に關した事柄を簡單に述べる豫定であつたのが、段々註釋が多くなり、古代史序説の如き冗長なものになつて了つた。私の古代史研究は恩師内藤湖南博士からコッスを學んだ心算であるが、亦獨自の見解もなきにしも非ず、間違つた所があれば私の責任である。（六元）